番　　　号

年　月　日

○○地域農業再生協議会長　殿

住所　　仙台市青葉区本町三丁目８番１号

団体名　宮城県農業再生協議会

代表者

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る交付の決定について

　令和○年○月○日付け○○をもって申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業業務方法書（以下「業務方法書」という）第４条第３項の規定により通知する。

記

１　補助金交付の対象となる事業は、令和○年○月○日付け○○（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書のとおりとする。

２　補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　補助金の額　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助金の額の区分は、申請書の区分欄記載のとおりとする。

４　補助金の額の確定は、補助事業に要した区分ごとの実支出額と補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

５　○○地域農業再生協議会長及び助成対象者は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和３年１月29日付け２政統第1912号農林水産事務次官依命通知）、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱（令和３年１月29日付け２政統第1914号農林水産事務次官依命通知）、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要領（令和３年１月29日付け２政統第1961号農林水産省政策統括官通知）及び業務方法書に従わなければならない。